

発議第3号

別紙のとおり精神障害者の交通運賃割引に関する意見書を提出するものとする。

平成28年3月17日提出

発議者 三島市議会全議員

精神障害者の交通運賃割引に関する意見書（案）

障害者に対する交通運賃割引は、身体障害者については旧国鉄時代の昭和25年から、身体内部障害者は平成2年から、知的障害者は平成3年から実施されてきた。運賃割引を実施している交通機関としては現在、JR、民間鉄道、航空、旅客船、バス、タクシーのほか高速道路に及んでいる。

しかし精神障害者については、平成9年から10年当時、精神障害者家族の全国団体が主としてJR運賃割引を求めて大規模な署名運動を実施しているが割引は実現せず、以後、全国的には一部の路線バス、民間鉄道などが割引を行うようになったものの、精神障害者を除外するという差別の体制は基本的に変わっていない。

精神障害者家族会の全国組織である全国精神保健福祉会（全福連）が実施した精神障害者に対するアンケート調査結果（回答者約4,800人）によると、精神障害者の1か月の平均収入は約6万円、そして無年金者は約20%に上った。そして交通費の負担が大変なため「作業所に行くのをやめた」、「どこにも出かけないようにしている」、「外出は自転車で行ける範囲」という深刻な実態が明らかになった。

近年、障害者関係の法制は集中的に整備され、とりわけ平成26年2月に政府が批准した国際法・障害者権利条約はその第20条で「障害者自身が、自ら選択する方法で、自ら選択する時期に、かつ、負担しやすい費用で移動することを容易にすること」と明記し、第4条で「障害者に対する差別となる既存の法律、規則、慣習及び慣行を修正し、又は廃止するための全ての適当な措置をとること」、「この条約と両立しないいかなる行為又は慣行も差し控えること」とうたっている。

交通機関事業者が運賃の障害者割引制度から精神障害者だけを除外することは、いかなる言い分を持ちだそうとも正当化することができない不当差別である。そして、このような理不尽に対する是正指導は政府・行政の責任でもある。事業者も行政も、それらを怠ることは、上記の障害者権利条約に照らしても、明らかに反することと言わなければならない。

よって、国においては、精神障害者にも、身体障害者及び知的障害者と同等に交通運賃割引を速やかに実現するため、万全の施策を講じるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年3月17日

三 島 市 議 会

衆 議 院 議 長 様
参 議 院 議 長 様
内 閣 総 理 大 臣 様
国 土 交 通 大 臣 様

